

第2回 日本一「さくらんぼ」祭り歩行者天国出店者等募集要領

- 1 日時 平成25年6月22日（土）午前11時から午後4時まで
- 2 会場 山形市本町十字路（東北電力角）から七日町十字路（山形銀行本店角）
※山形銀行本店角～県民会館前までの区間は午後7時までイベントを実施しますが、今回募集する出店ゾーンの配置はございません。
- 3 主催 日本一「さくらんぼ」祭り実行委員会
[山形デスティネーションキャンペーン推進協議会]
(誘客対策委員会事業プロジェクトチーム)
- 4 概要
本県を代表するブランドとして全国的な評価を得ている「さくらんぼ」をテーマとした日本一「さくらんぼ」祭り（以下、「祭り」）を、若者を主体に実施し、お祭りの参加者と地元商店街、観光客と果樹園等の産地、若者とこども・お年寄りなど、様々な人がつながることで、山形から“元気”を発信し、さらに隣接県や首都圏から訪れた方々と“元気”を共有し、東北の復興につなげていく。
- 5 出店要領（別紙のとおり）
 - (1) 県産農林水産物・加工品等の販売（お買い物ゾーン）
 - (2) やまがたならではの「食」の販売（山形グルメゾーン）
 - (3) やまがたの伝統的工芸品等の販売等（山形文化ゾーン）
 - (4) さくらんぼ（生食）とさくらんぼに関連した加工品、さくらんぼグッズ等の販売（さくらんぼマルシェゾーン）
- 6 応募資格など
 - (1) 次のいずれかに該当しないこと。
 - ①公序良俗に反すること。
 - ②政治的目的や特定の宗教、思想等のPRを目的とすること。
 - ③反社会的勢力に所属する個人・団体であること。
 - (2) 「祭り」からの暴力団関係者の排除
 - ①県内で行われるすべての祭典において暴力団関係者を排除しており、暴力団関係者からの出店申請は受付できません。
 - ②暴力団関係者であることが判明した場合及び暴力団関係者を出店準備や営業に従事させたり、あるいは出店場所付近に待機させる等、実質的に暴力団関係者が関与していると認められた場合には、出店許可を取り消すとともに、店を撤去していただきます。
 - (3) その他、実行委員会で日本一「さくらんぼ」祭りにそぐわないと判断した場合は、出店をお断りする場合があります。

日本一「さくらんぼ」祭り（歩行者天国）
【山形文化ゾーン】出店要領

1 イベント名 第2回 日本一「さくらんぼ」祭り（歩行者天国）

2 実施主体 主催 日本一「さくらんぼ」祭り実行委員会

3 事業の内容

(1) 日時 平成25年6月22日（土） 午前11時から午後4時まで

(2) 場所 山形市本町十字路（東北電力山形支店角）から七日町十字路（山形銀行本店角）の国道112号上の区域内に設置する「山形文化ゾーン」
※具体的な出店場所については、別途指定する。

4 実施細目

(1) 出店者

県内に本拠地を置く伝統的工芸品等生産者等

○出店料 1業者2,200円（道路使用料として）

○出店条件等

① 出店品 やまがたの伝統的工芸品等の販売等

② 営業時間 原則午前11時から午後4時まで

③ 場所 3(2)の区間の中に設定する「山形文化ゾーン」内
1事業者あたり1コマ（間口360cm 奥行き170cm）

④ テント、イス（2脚）、テーブル（2本：45cm×180cm）については、事務局が準備する。

⑤ 電源設備は原則使用不可。（電源を要する場合は各自発電機を準備すること）

⑥ 有償、無償を問わず、飲食物を提供する場合は、食中毒を発生させないように、十分配慮すること。また、保健所等による改善指導が有った場合は、その指示に従うこと。

⑦ 給水については、指定された場所で行うこと。具体的な給水場所については、別途指定する。

⑧ 排水については、各自で準備・持ち帰ること。みだりに排水しないこと。

⑨ 出店者の車両は定められた場所に置くこと。搬入搬出は別途指定する時間帯に行うこと。車両の使用は1台とする。搬入搬出は出店者各自で行うこと。

⑩ 出店者は、日本一「さくらんぼ」祭りの終了後、すみやかに原状回復を行うこと。出店に伴い発生する全てのゴミ、材料は必ず出店者が持ち帰り、場外へ処分すること。

⑪ 出店の可否、場所等は後日、事務局で調整のうえ出店者に連絡するものであること。

(2) 出店上の注意

① 出店の許認可

下記の出店については、許認可が必要ですので、出店者が各自申請すること。

○臨時飲食店（保健所）

仮設テントで臨時飲食店の許可申請ができるのは、簡易な調理加工を行う場合に限られるものであること。

臨時飲食店営業許可申請は、許可を必要とする出店者が行うこと。申請先は村山保健所食品衛生係（山形市十日町1-6-6 TEL023-627-1185）。営業許可申請に必要な書類等は以下のとおり。

- ・営業許可申請書1式（申請書、営業設備の配置図）
- ・申請に係る経費2,700円
- ・法人の場合は、登記簿謄本が必要。

- ② 加工した食品については、小分けしたものなども含むすべての販売物について必ず定められた食品表示を行うこと。食品表示を行わない量り売り等は不可。
- ③ 試食・販売などに供する食品の衛生管理は、厳重に行うこと。
- ④ 危険な実演、騒音、悪臭、振動などを発生する恐れのある販売物などには、万全の防止対策を講じること。また、他の出店者や来場者等から苦情が出たり、会場の保全・管理・秩序の維持や来場者の安全に支障があると事務局が認めた場合は、出店者に対して必要な対策を要請するものであること。
- ⑤ 果樹、野菜などの農産物については、安全・安心なものを提供することはもとより、その責任所在を明らかにすることが肝要であるので、必ず生産販売責任者連絡先を商品に添付すること。

(3) 火気・危険物の使用

- ① 裸火を使用する台及び周囲は、金属以外の不燃物（耐火ボードなど）で被覆すること。
- ② フライヤー、その他の煮沸器具等の使用にあたっては、来場者に火傷などの危害をおよぼさないよう防護措置を講じること。
- ③ 危険物品、その他の可燃物から水平距離5m以上確保すること。
- ④ 消火器を備え、かつ表示すること。
- ⑤ 必要となる安全装置（消火器、ガス漏れ警報機、耐火ボード等）について、すべて出店者の負担にて施工し備えること。

(4) 事故防止及び責任

- ① 会場の保全・管理・秩序の維持や来場者の安全に支障があると主催者が認めた場合は、必要な対策を要請し、出店の取り止めを要請する場合があること。この場合、かかる費用について主催者は負担しない。
- ② 販売行為に係る保全管理は、出店者が責任を持って行うこと。また、天災、その他の不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、損傷など以下同じ）については、主催者は責任を負わないものであること。
- ③ 出店者自身の行為により発生した事故については、当該出店者の責任となるもの

であること。

- ④ 主催者は風水害などの天災、その他の不可抗力の原因により開催期間を変更又は開催を中止する場合があること。また、主催者はこれによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しないものであること。

(5) 禁止行為

- ① 他人に迷惑を及ぼす恐れのある物品の携帯及び行為。
- ② 会場内に動物を伴うこと。
- ③ 広告類を配布すること。
- ④ 工作物及び物品の破損、又は破損の恐れのある行為。
- ⑤ 寄付金品の募集、承認を受けないでの物品販売又は飲食物販売及び提供を行うこと。
- ⑥ 出店権の譲渡、転売。
- ⑦ その他会場の管理上支障があると認められる行為。

5 出店のとりまとめ

(1) 出店申込み方法

別添様式により、日本一さくらんぼ祭り出店者管理事務局まで、お申込みください。

(2) 出店申込み締切日 5月24日(金)

(3) 申込み先

〒990-0042 山形県山形市七日町四丁目16-18

株式会社 山形アドビューロ 内

日本一さくらんぼ祭り出店者管理事務局(中村/今田)

電話 023(641)2160

FAX 023(641)2163

6 その他

応募が多数の場合は事務局において、出店者を選定する。

<留意事項>

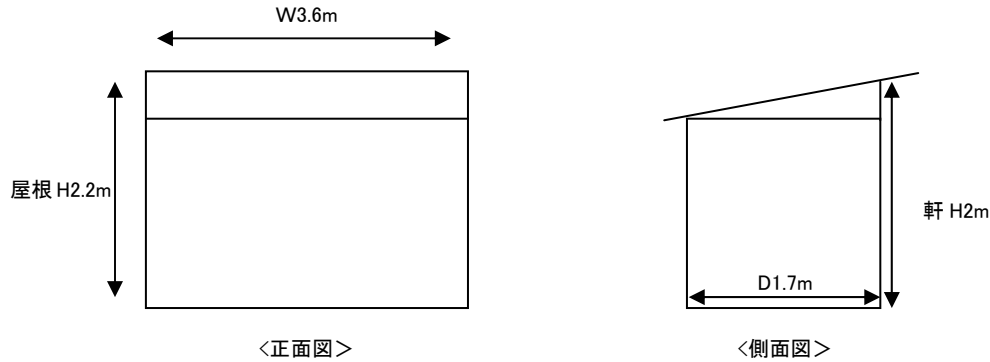
やまがたの伝統的工芸品等の販売等について（山形文化ゾーン）

1. 出店場所

山形文化ゾーン等のエリアで、事務局が指定する場所とします。

2. 出店テント(片流れテント横幕なし)

事務局が用意します。（寸法下図参照）



3. イス、テーブル

事務局が用意します。（1テントあたりテーブル 450×1800mm: 2本、イス 2脚）

※その他必要備品はお持込ください（発電機、ガスコンロ等）

尚、火器使用の場合は必ず消火器をご準備ください。

4. 商品搬入及び搬出

搬入／6月22日（土）午前10時20分頃から午前10時40分頃となります。（テント
設営後順次）搬入の際は、指定された順路に従って七日町大通りに、車両進入して
いただき、

荷卸し後は指定順路に従って速やかに、指定駐車場へご移動ください。

（出店の際は車両1台につき2名以上でご準備ください）

※1名は車両移動、1名は搬入後の出店準備をお願いいたします。

（午前11時オープンとなります。）

※出店者がテント等を持ち込む場合には事前にお知らせください。

搬出／6月22日（土）午後4時00分から午後4時20分頃となります。

搬出の際も、指定された順路に従って七日町大通りに、車両進入していただき、
荷積み後は指定順路に従って速やかに七日町大通りより退出してください。

（午後4時に搬出車両が七日町大通りに進入できるようにご準備ください）

※搬出後にテント解体、テント搬出、清掃後

午後5時に交通規制解除となります。

5. 出店者の負担経費

警察署への道路使用許可申請料、【県証紙代2,200円】が必要となります。

尚、事務局において道路使用許可申請の手続きを代行いたします。事務局が別途指示する出店者説明会（5月下旬を予定）の際に、申請料をご準備ください。

出店に伴う道路使用許可申請書は出店者説明会より事前にお送りしますので、署名、捺印いただいた書類も合わせてご準備ください。

6. 出店上の注意

①飲食営業に伴う ○臨時飲食店営業（保健所）

酒類販売に伴う ○臨時酒類販売（税務署）

については、それぞれ許認可が必要となりますので、出店者が各自、各管轄局へ申し出てください。

②搬入、搬出時の車両通行は十分にご注意ください。尚、交通事故等発生の場合には当事者間で解決してください。

③ゴミ処理は、出店者で責任をもって持ち帰ってください。尚、お客様に提供する際にゴミの出る出店者は、店頭にゴミ箱を設置してください。

また、出店の際に出た廃油、残汁などは絶対に路肩の雨水桝には流さないでください。出店者が責任をもった処理をお願いいたします。

日本一「さくらんぼ」祭り

歩行者天国【山形文化ゾーン】出店申込書

日本一さくらんぼ祭り歩行者天国出店者管理事務局(山形アドビューロ内) 行

FAX023-641-2163/TEL023-641-2160 申込〆切 5月24日(金)

出店者(団体名) 名称	フリガナ	
代表者名	フリガナ	
連絡先	〒	
	TEL	— — FAX — —
	メールアドレス	
	連絡担当者氏名 (下記と同じ場合は記載不要)	
当日の現場責任者 (必ず現地に來る者 を記載すること)	フリガナ	
出品物 (できるだけ具体的に 記載してください)	品目	生鮮食品の種類・現地での調理方法又は製造元
食品衛生法に基づ く露天・臨時営業許 可の有無 ※	露天 ・ 臨時 ・ 必要なし	
	取得予定の方は予定日 (月 日)	
長机・いすの貸出希 望	長机(2台まで):	あり(台) ・ なし
	いす(2脚まで):	あり(脚) ・ なし
使用車両 (車種、ナンバー)		
その他のご要望		

この情報は日本一「さくらんぼ」祭り関係事務にのみ使用いたします。

※ 営業許可が必要な場合は、許可証の写しを添付してください。

誓約書

- 1 私及び出店従事者は暴力団組員ではありません。
 - (1) 暴力団関係者を、出店準備や営業に従事させないとともに店舗の中に立ち入りをさせません。
 - (2) 暴力団関係者を、店舗付近に待機させません。
- 2 私は、平成25年6月22日に開催される日本一「さくらんぼ」祭りの露店出店に際し、下記事項について遵守することを誓約します。
 - (1) 出店の申込みから出店の撤去まで、出店許可に関する祭典関係者の調整及び指示・決定に従うこと。
 - (2) 出店承認証・道路使用許可証及び食品衛生許可証に記載された指導事項及び留意事項を守ること。
 - (3) 申請時の販売品目を変更しないととも、許可された以外の場所に店舗を移動しないこと。
 - (4) 公共施設・歩道・側溝蓋及び住宅等の損壊あるいは消失した場合は、一切の責任を負うこと。
 - (5) 争い・もめごとの発生にかかわりを持たないこと。
 - (6) 火気使用者の消火器不配置及び危険物の持ち込みをしないこと。
 - (7) 申込の申請書等に関して一切相違ないこと。
- 3 上記の各号に違反する行為があった場合及び同等の違反行為をした際は、露店を速やかに撤去します。なお、納入した出店手数料等の返納は一切求めません。また、来年度以降の出店の停止を確約します。

平成25年 月 日

山形警察署長 殿

日本一「さくらんぼ」祭り実行委員会 殿

出店者 住所

氏名

印

※ 誓約書は現場責任者が自署・押印のうえ提出をお願いします。